

平 18. 5. 12
総 4 4 - 1
基礎小 53- 1

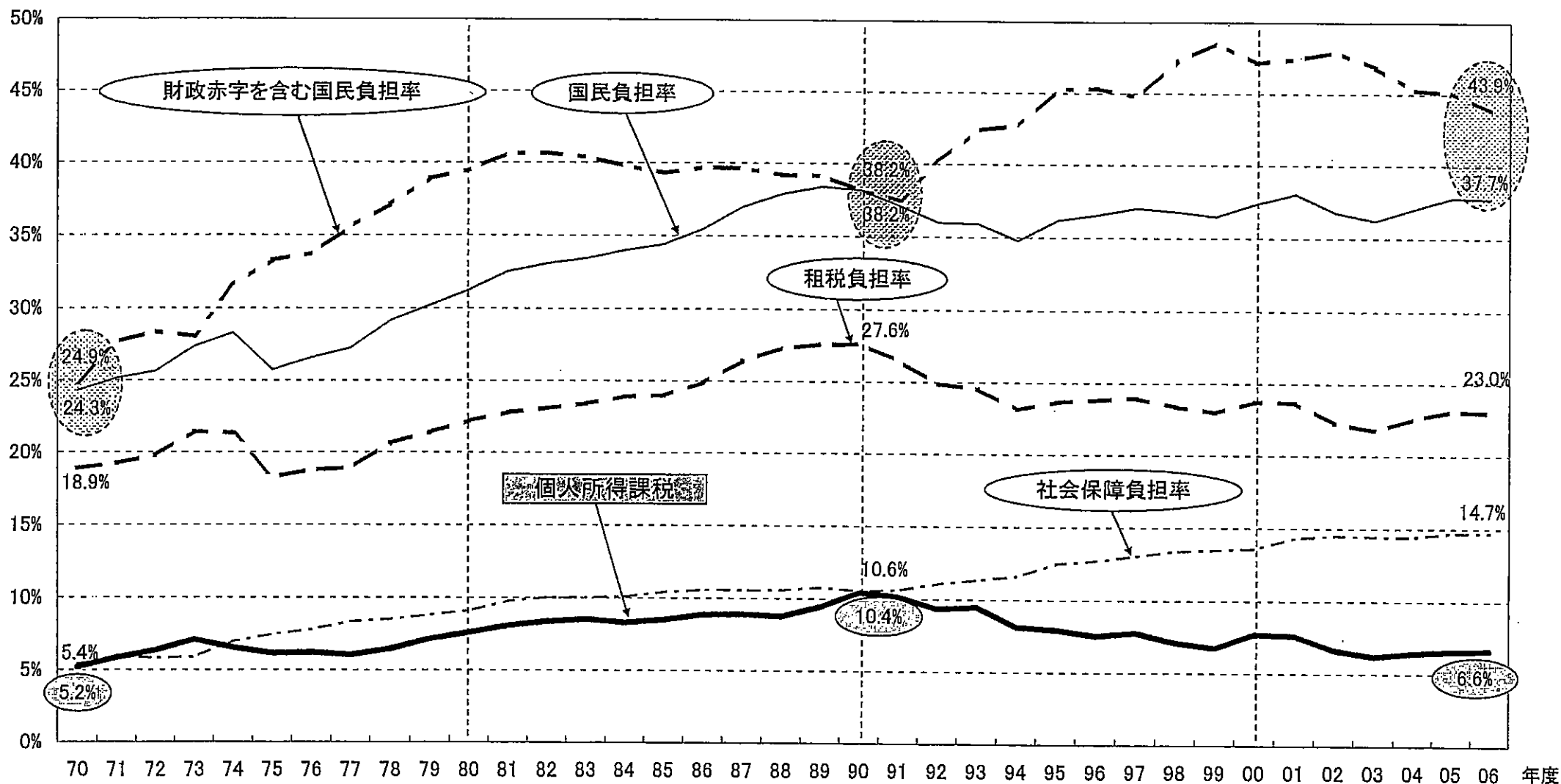
資 料

(個人所得課税)

・ 国民負担率及び租税負担率の推移（対国民所得比）	1
・ 国民負担率の内訳の国際比較	2
・ 個人所得課税の実効税率の推移（夫婦子2人の給与所得者）	3
・ 個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦子2人の給与所得者）	4
・ 個人所得課税の実効税率の推移（単身の給与所得者）	5
・ 個人所得課税の実効税率の国際比較（単身の給与所得者）	6
・ 個人所得課税の税率等の推移（イメージ図）	7
・ 所得税の負担率の推移（対国民所得比）	8
・ 所得税収の推移	9
・ 所得税の実効税率の推移（夫婦子2人の給与所得者）	10
・ 所得税の負担額及び実効税率（夫婦子2人の場合）	11
・ 所得税の実効税率の国際比較（夫婦子2人の給与所得者）	12
・ 所得税の税率等の推移（イメージ図）	13
・ 所得税の税率構造の国際比較（イメージ）	14
・ 所得税の実効税率の推移（単身の給与所得者）	15
・ 所得税の負担額及び実効税率（単身の場合）	16
・ 所得税の実効税率の国際比較（単身の給与所得者）	17
・ 税源移譲前後の個人所得課税の実効税率の変化（夫婦子2人の給与所得者）	18
・ （参考）税源移譲前後の個人所得課税の税率等（イメージ図）	19
・ 所得税の限界税率ブラケット別納税者（又は申告書）数割合の国際比較	20
・ 所得税における課税所得階級別の納税者等（税源移譲前）	21
・ 所得税における課税所得階級別の納税者等（税源移譲後）	22
・ 個人所得課税、社会保険料及び消費税を含めた実効負担率	23
・ 日本の所得税計算の仕組み（イメージ）	24
・ 所得税額計算の仕組み①（給与所得者の場合）	25
・ 所得税額計算の仕組み②（事業所得者の場合）	26

・ 課税ベース（イメージ図）	27
・ 給与所得者の課税ベース	28
・ 人的控除の概要	29
・ 基礎的な人的控除について（所得税）	30
・ 所得税の世帯類型別の実効税率（給与所得者）	31
・ 所得税の世帯類型別の負担額及び実効税率	32
・ 税制における子育て支援のあり方	33
・ フランスにおけるN分N乗方式に基づく税額の計算（イメージ）	34
・ フランスにおける個人所得税の変遷	35
・ フランスにおける出生率の推移（1980年以降）	36
・ フランスの所得税（国税）の税率構造（イメージ）	37
・ 所得税の税率構造とN分N乗方式の効果（イメージ）	38
・ 給与所得控除制度（給与収入に応じた給与所得控除）	39
・ 給与所得者の特定支出控除（昭和63年分～）	40
・ 公的年金等控除	41
・ 年金受給者世帯と給与所得者世帯との所得税の課税最低限の状況	42
・ モデル年金額と課税最低限	43
・ 公的年金等受給者（65歳以上）が給与収入を得ている場合の課税最低限（イメージ）	44
・ 「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」の概要	45
・ 「金融所得課税の一体化」への取り組み	46
・ 主な個人向け金融商品に対する課税方式[概要]	47
・ 金融・証券税制の見直し（全体像）	48
・ 退職所得の課税方式	49
・ 譲渡所得の課税の概要	50
・ 不動産所得について	51
・ 一時所得の概要	52
・ 雑所得の概要	53
・ （参考）主な指標	54

国民負担率及び租税負担率の推移(対国民所得比)



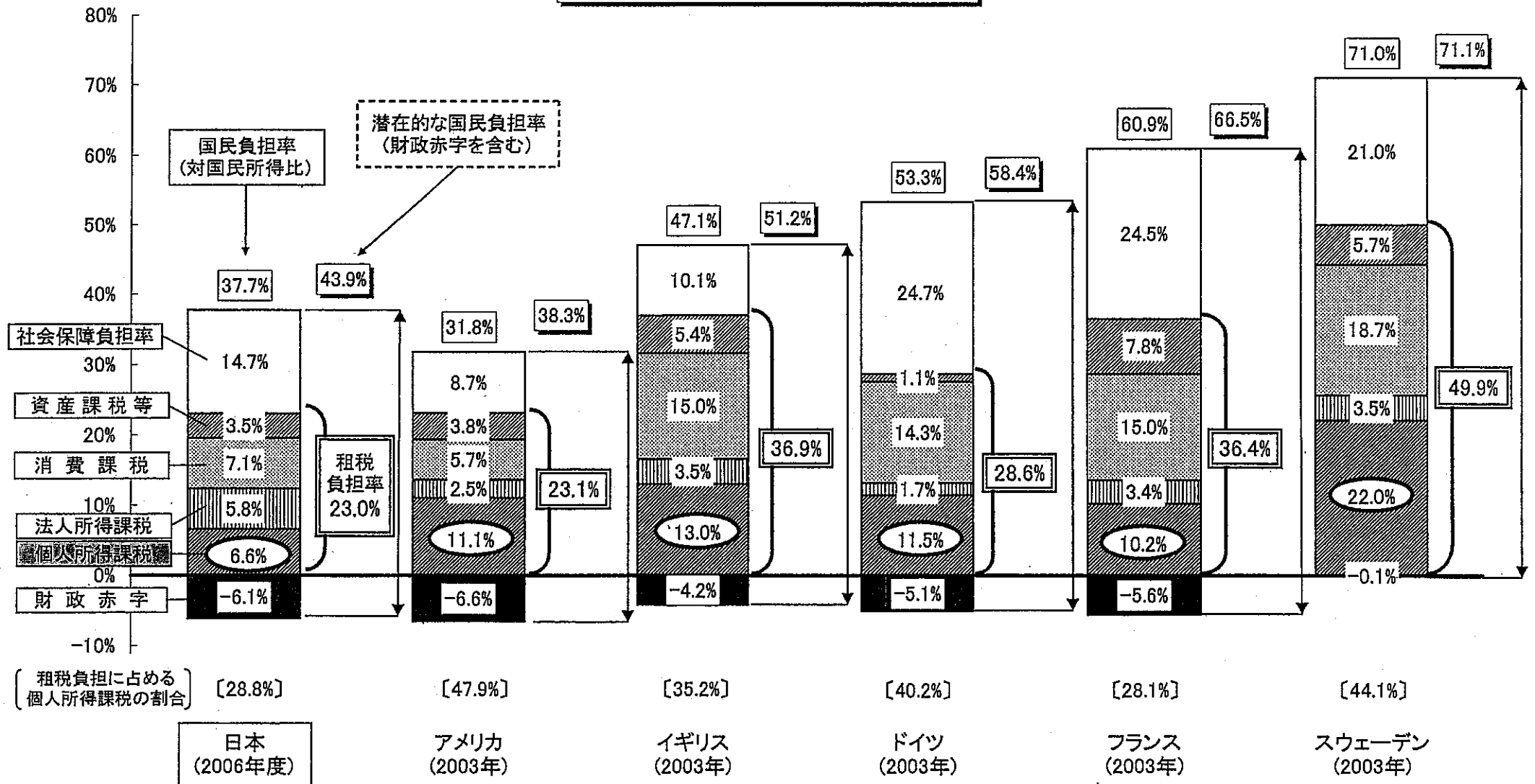
(注) 1. 2004年度までは実績、2005年度は実績見込み、2006年度は当初見込である。

2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また、所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

3. 1998年度の財政赤字を含む国民負担率は、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の一般会計承継に係る財政赤字を除いたベース、2003年度の財政赤字を含む国民負担率は、本四公団債務の一般会計承継に係る財政赤字を除いたベース、2006年の財政赤字を含む国民負担率は、財政融資資金特別会計から国債整理基金特別会計へ繰入れ(12.0兆円)を除いたベース。

4. 1990年度以降は93SNAに基づく計数であり、1989年度以前は68SNAに基づく計数である。ただし、租税負担率の計数は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。

国民負担率の内訳の国際比較



(注) 1. 日本は平成18年度(2006年度)予算ベース、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2004" 及び同 "National Accounts 1992-2003" 等による。

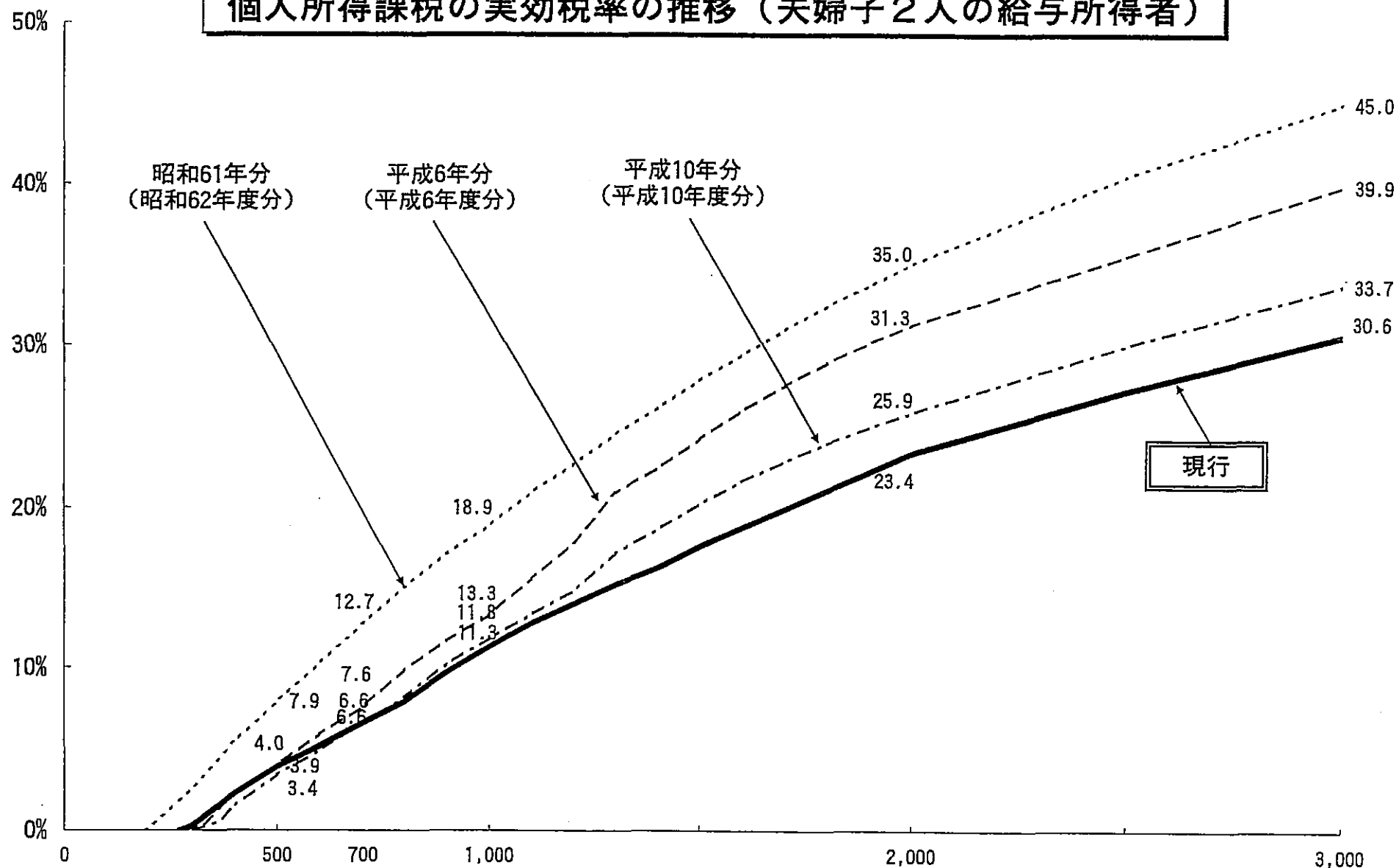
2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

3. 財政赤字については、日本及びアメリカは一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。

4. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

5. 老年人口比率については、日本は2006年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年(2002年)1月推計)による)、諸外国は2000年の数値(国際連合 "World Population Prospects: The 2004 Revision Population Database" による)である。

個人所得課税の実効税率の推移（夫婦子2人の給与所得者）



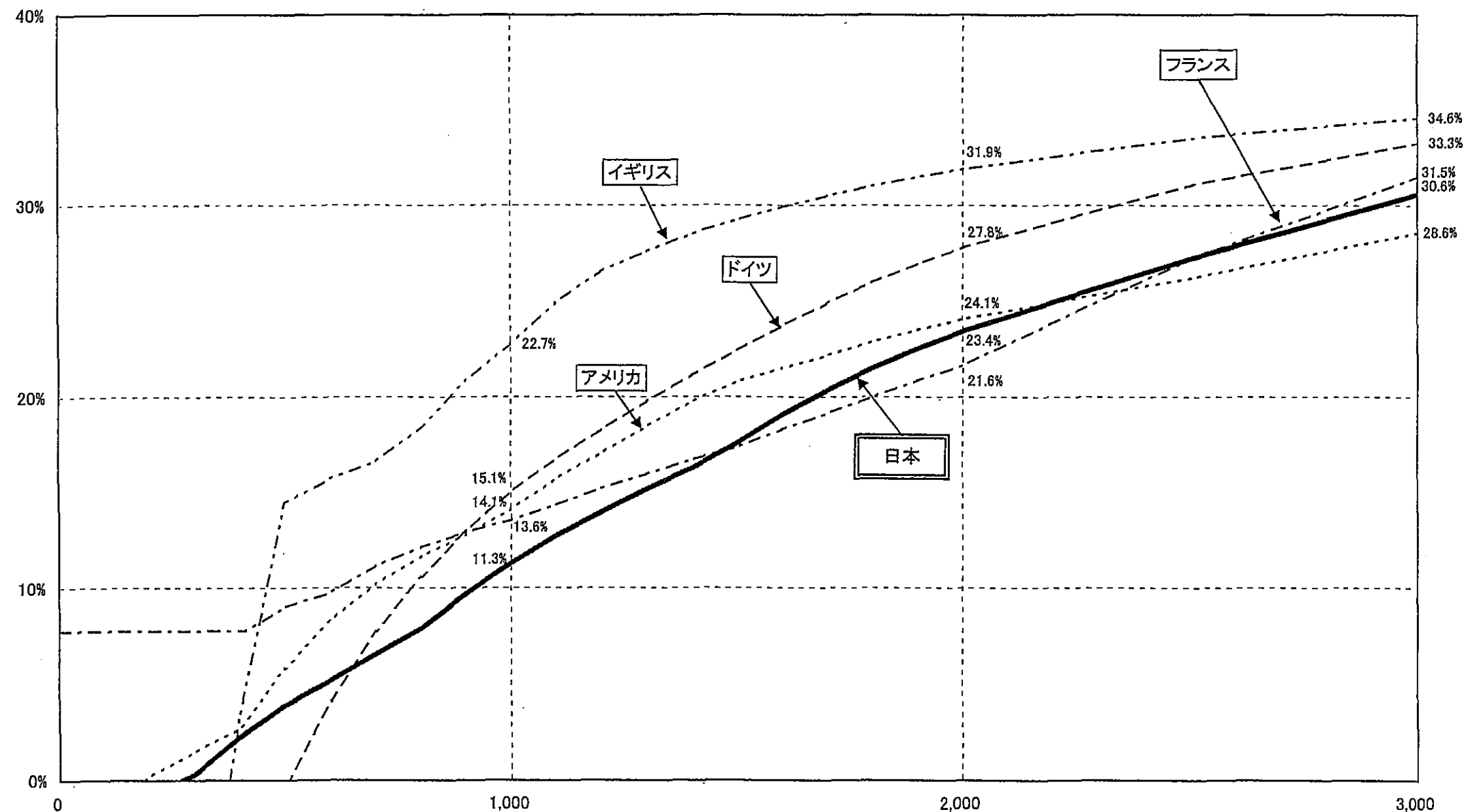
- (注) 1. 個人所得課税には、所得税と個人住民税が含まれる。
 2. 子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとして計算している。
 3. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 4. 現行は税源移譲(平成19年(度)から実施)後の実効税率である。
 5. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

給与収入(万円)

個人所得課税の実効税率の国際比較(夫婦子2人の給与所得者)

未定稿

(2006年1月現在)



(注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。

なお、フランスの一般社会税(CSG)等はOECD分類において、個人所得課税として位置づけられている。

2. 日本は子のうち1人を特定扶養親族、アメリカは子のうち1人を17歳未満、イギリスは子を2人とも1歳以上としている。

3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。

4. 日本は税源移譲(平成19年(度)から実施)後の実効税率である。

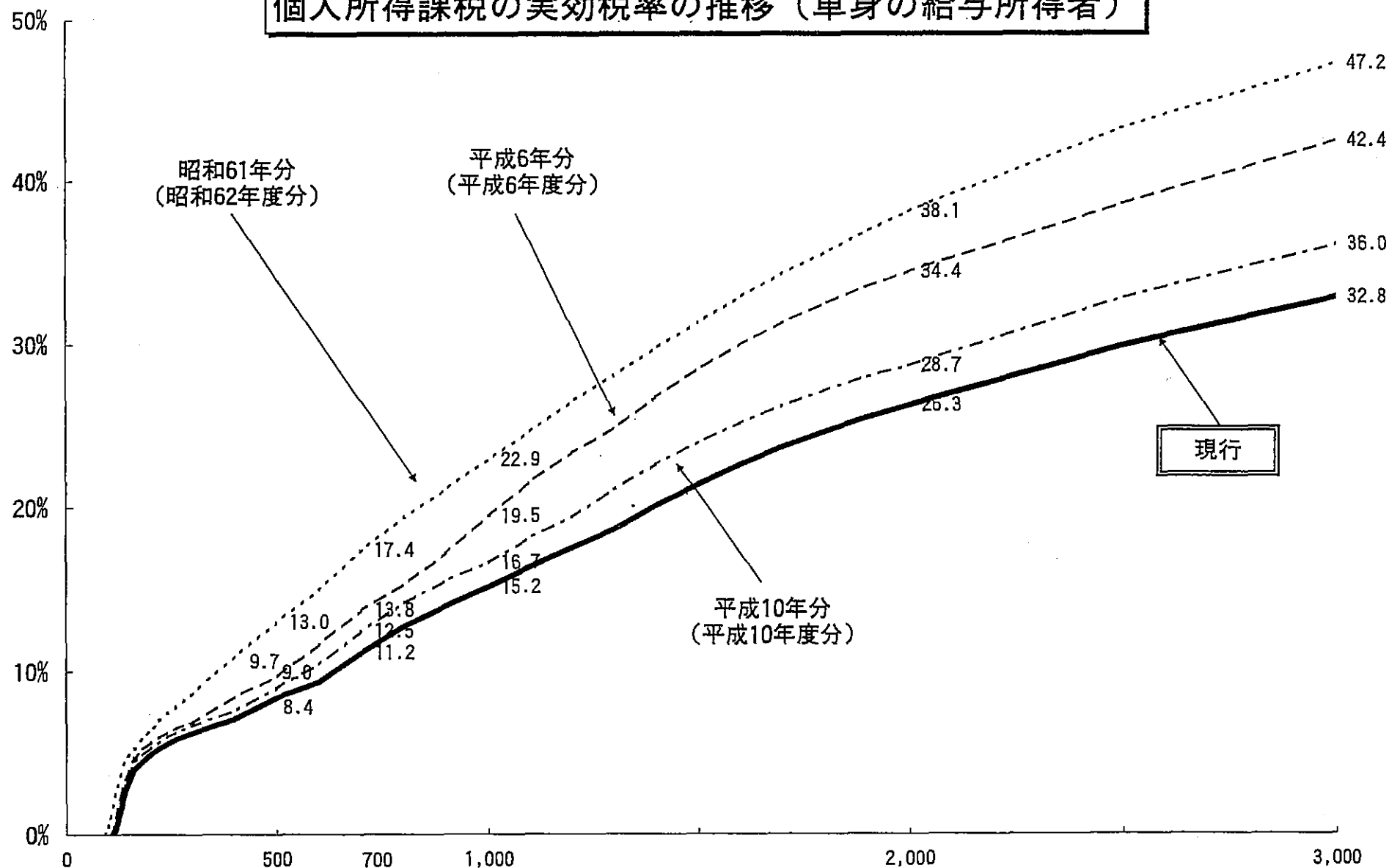
5. アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。

6. 邦貨換算レート: 1ドル=113円、1ポンド=201円、1ユーロ=137円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成17年(2005年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

7. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。

給与収入(万円)

個人所得課税の実効税率の推移（単身の給与所得者）



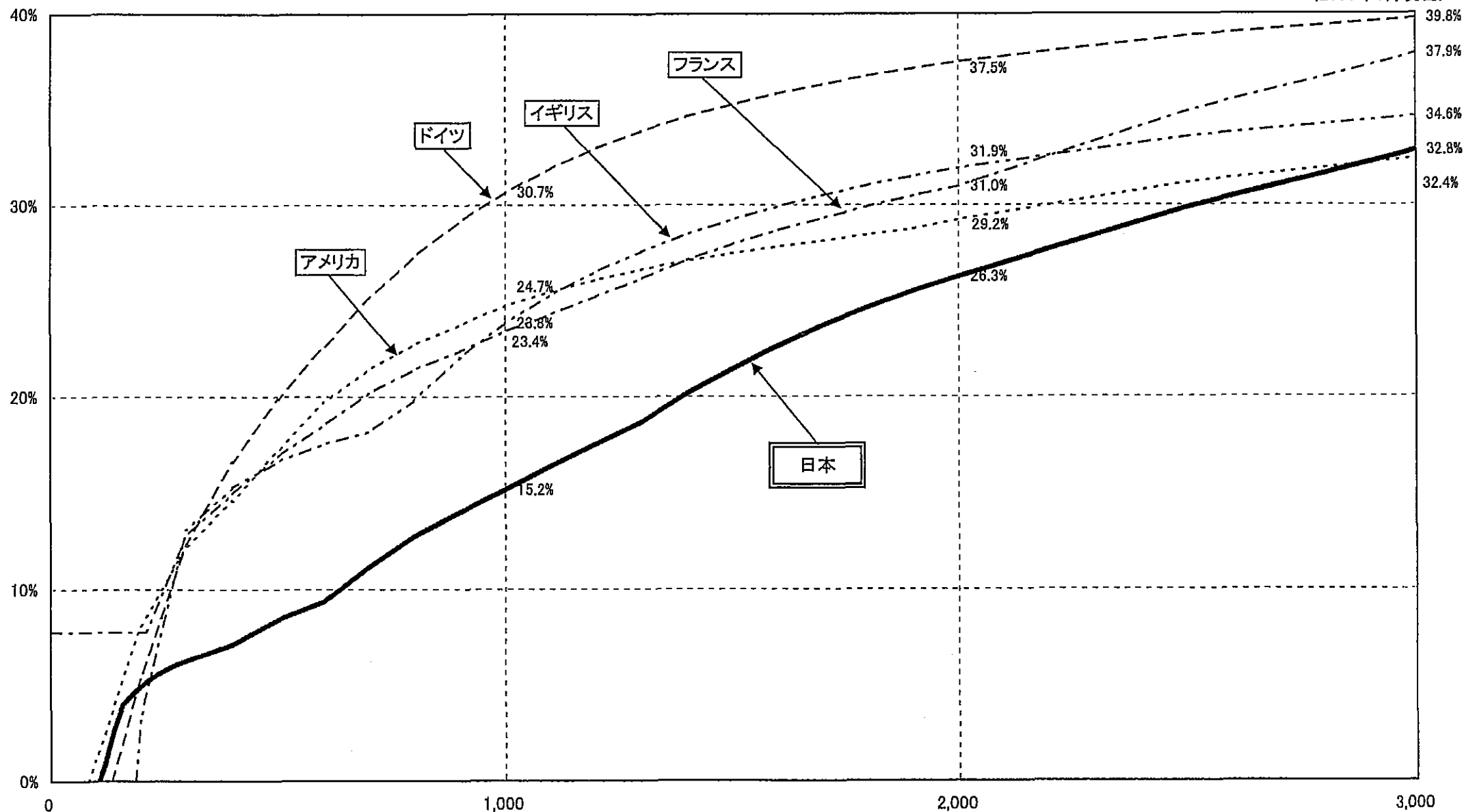
- (注)1. 個人所得課税には、所得税と個人住民税が含まれる。
 2. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 3. 現行は税源移譲(平成19年(度)から実施)後の実効税率である。
 4. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

給与収入(万円)

個人所得課税の実効税率の国際比較(単身の給与所得者)

未定稿

(2006年1月現在)



(注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(GSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。

なお、フランスの一般社会税(GSG)等はOECD分類において、個人所得課税として位置づけられている。

2. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。

3. 日本は税源移譲(平成19年(度)から実施)後の実効税率である。

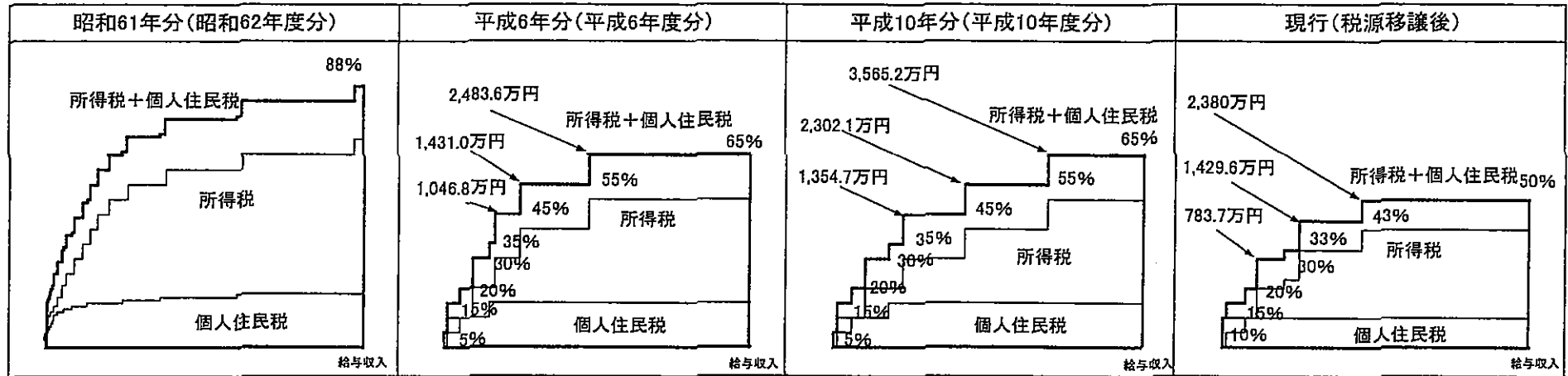
4. アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。

5. 邦貨換算レート: 1ドル=113円、1ポンド=201円、1ユーロ=137円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成17年(2005年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

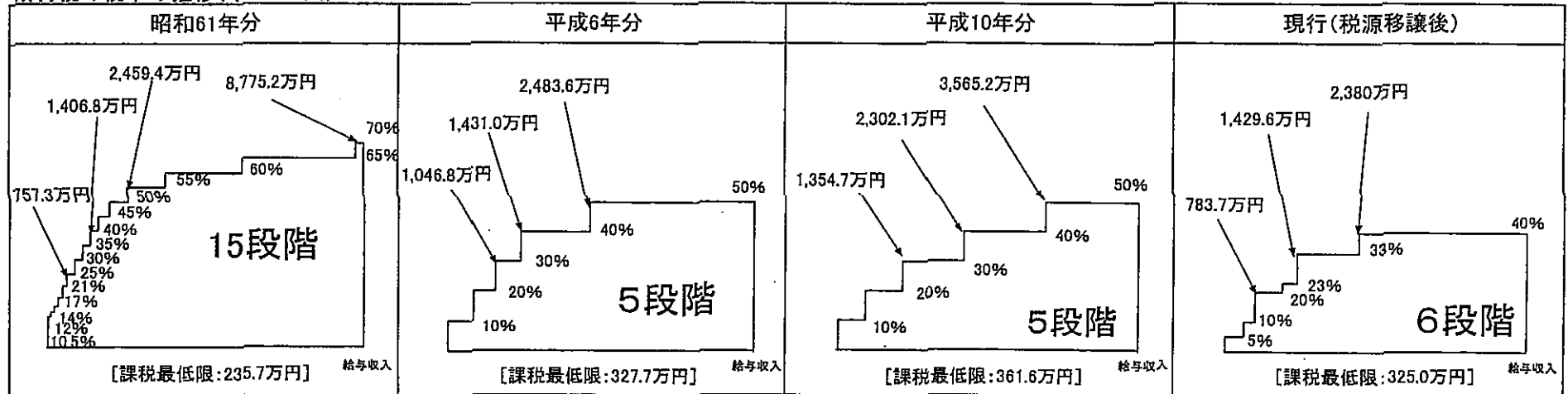
6. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。

給与収入(万円)

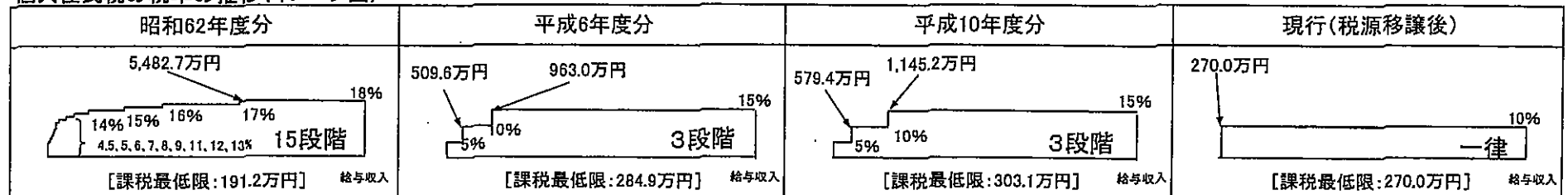
個人所得課税の税率等の推移(イメージ図)



所得税の税率の推移(イメージ図)

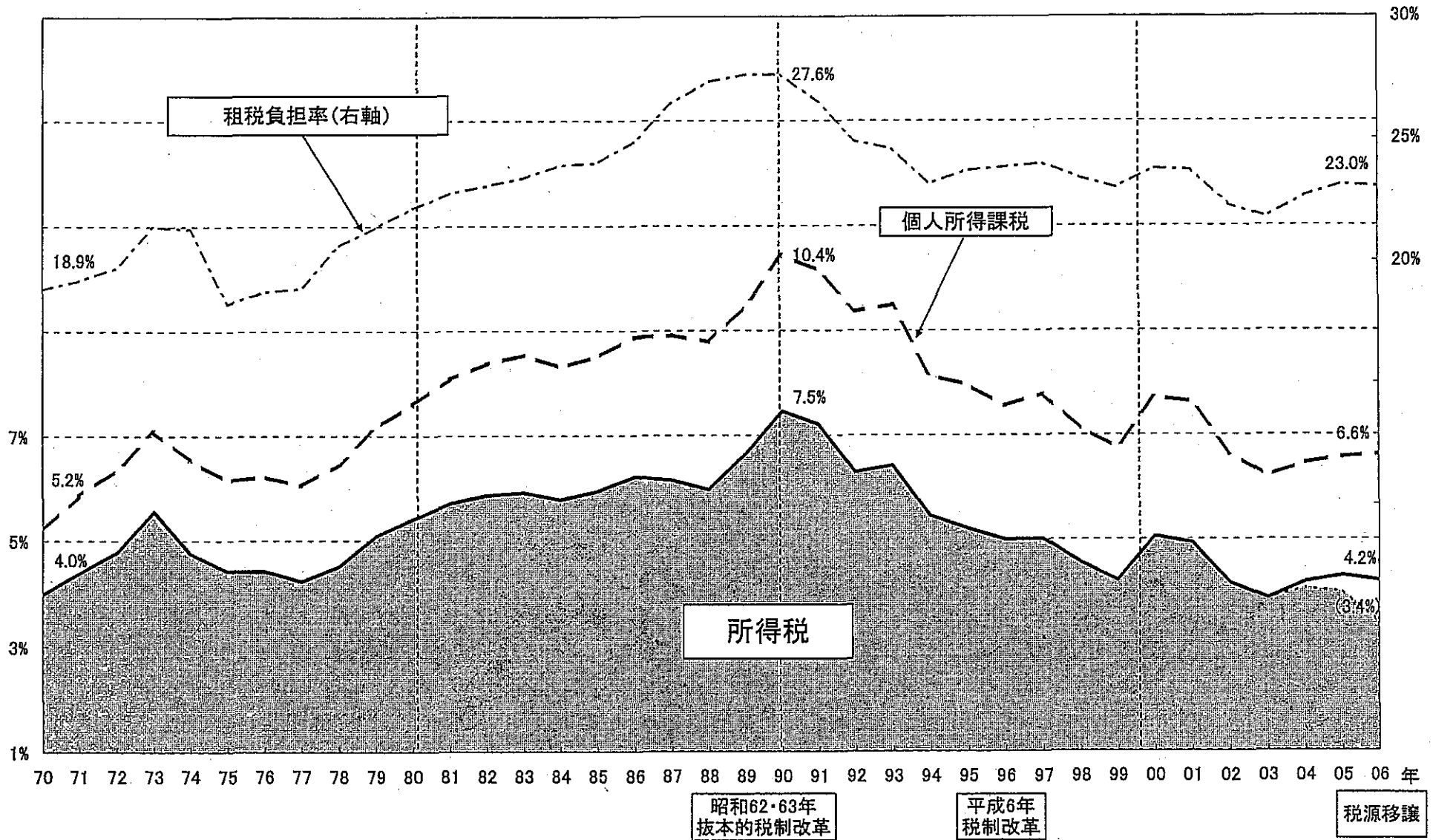


個人住民税の税率の推移(イメージ図)



(注) 1. 給与収入及び課税最低限は夫婦2人(子のうち1人は特定扶養親族に該当)の場合の数値である。
 2. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分の課税最低限は特別減税前の数値である。

所得税の負担率の推移(対国民所得比)



(注) 1. 2004年度までは実績、2005年度は実績見込み、2006年度は当初見込である。

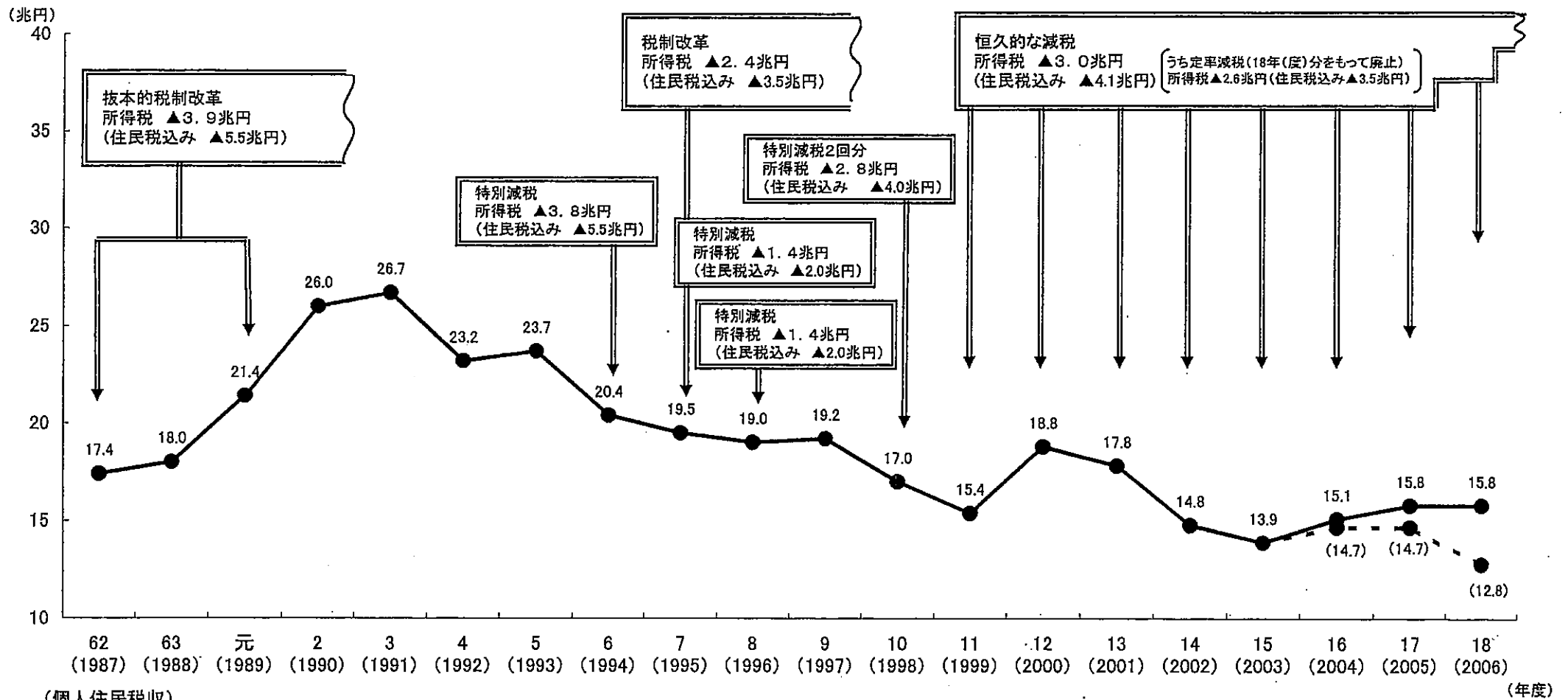
2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また、所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

3. 1990年度以降は93SNAに基づく計数であり、1989年度以前は68SNAに基づく計数である。ただし、租税負担率の計数は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。

4. 16(2004)年度より18(2006)年度までの所得税は、所得譲与税を含んだものである(所得譲与税:16(2004)年度0.4兆円、17(2005)年度1.1兆円、18(2006)年度3.0兆円)。

5. 所得税の点線は所得譲与税を除いたものである。

所得収の推移



・税率構造の累進緩和
・人的控除の引上げ
・配偶者特別控除・特定扶養控除の創設等

・税率構造の累進緩和
・人的控除の引上げ
・給与所得控除の引上げ
・特別減税(6年、7年、8年)

・定額減税 (本人3.8万円
扶養親族等 1.9万円)
・最高税率の引下げ
・定率減税
・扶養控除額の加算

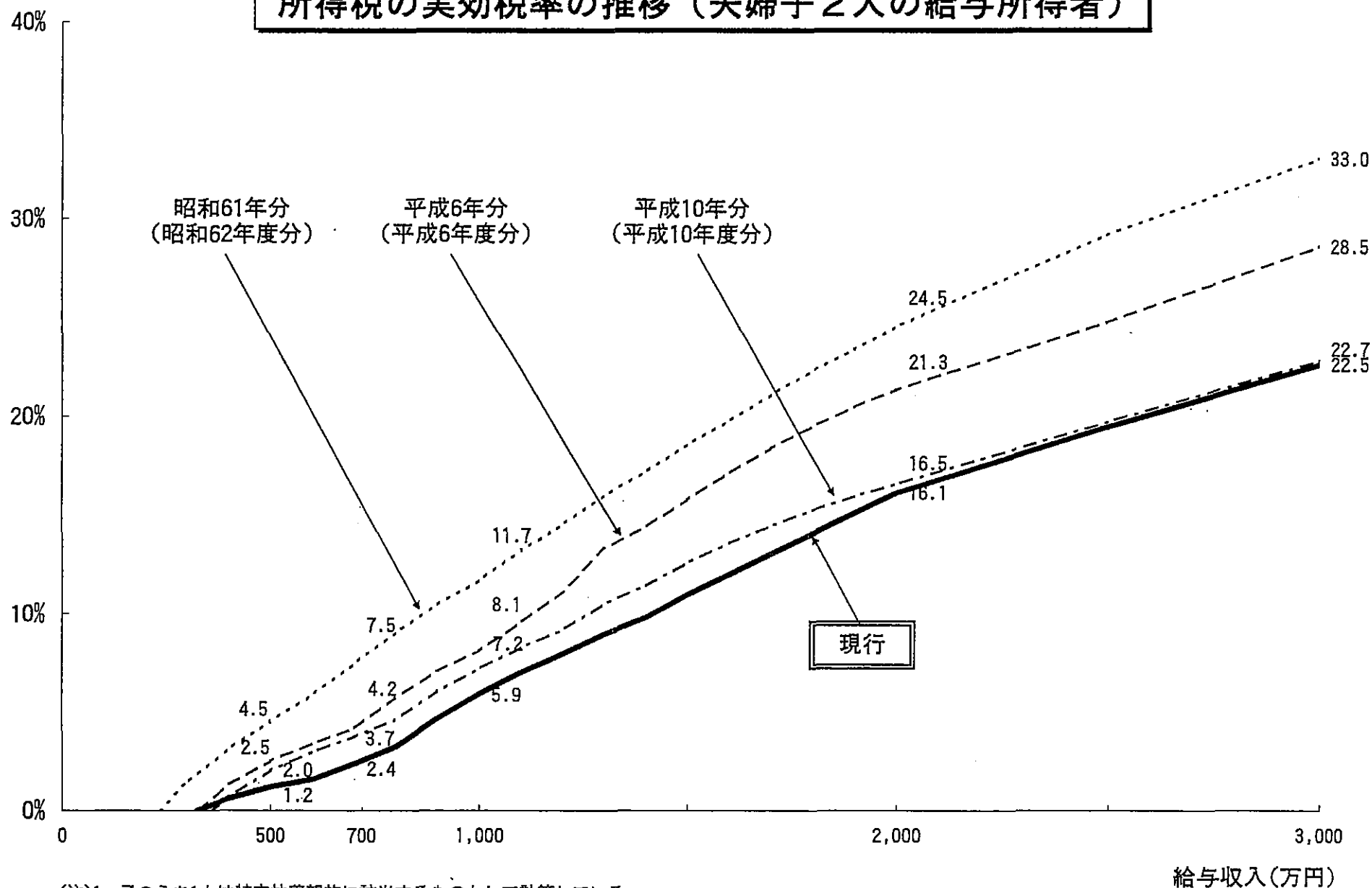
・配偶者特別控除・定率減税
(上乗せ部分)の縮減・廃止
廃止(16年～) (18年・19年～)

・年金課税
の見直し
(17年～)

・税源移譲に
伴う税率構造
の改組
(19年～)

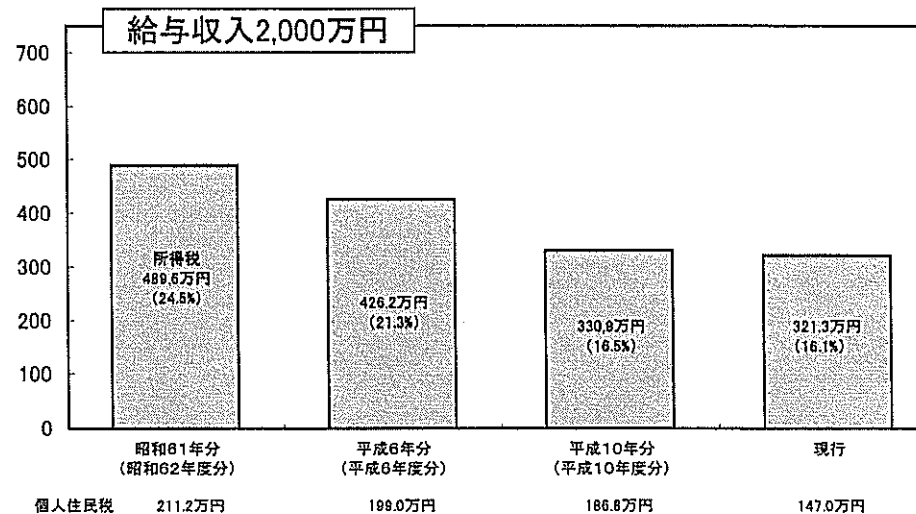
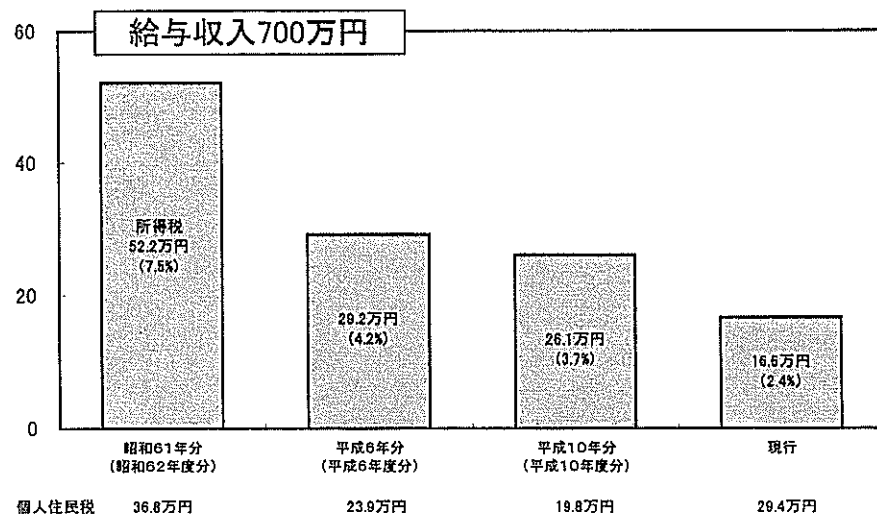
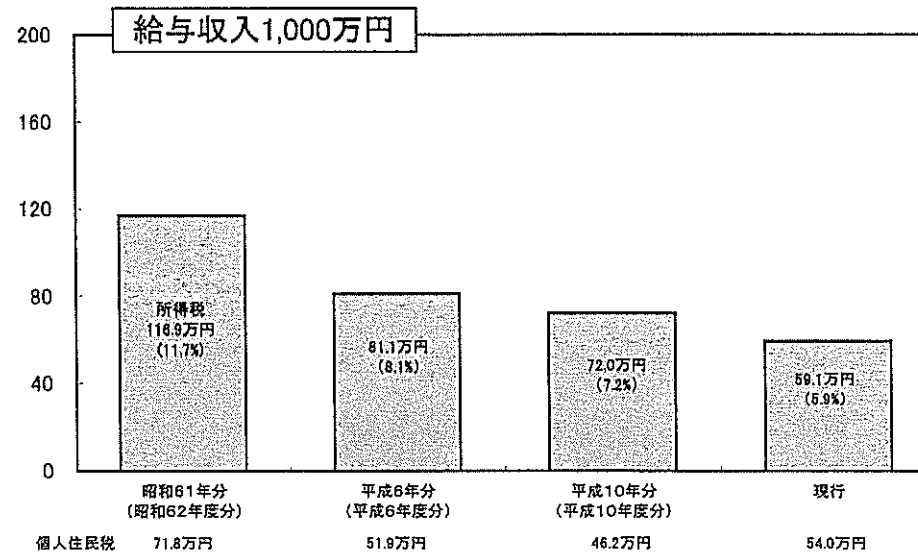
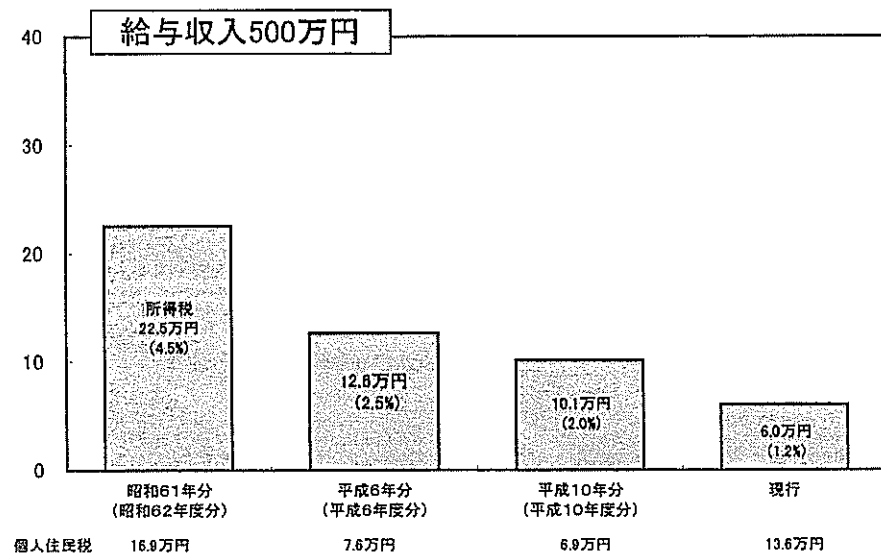
(注) 1. 所得収は、16(2004)年度までは決算額、17(2005)年度は補正後予算額、18(2006)年度は予算額である。
 なお、16(2004)年度より18(2006)年度の計数は、所得譲与税を含んだものである(所得譲与税 16(2004)年度0.4兆円、17(2005)年度1.1兆円、18(2006)年度3.0兆円)。
 2. 所得収の点線は、所得譲与税を除いたものである。
 3. 個人住民税収については、16(2004)年度までは決算額、17(2005)、18(2006)年度は地方財政計画による。

所得税の実効税率の推移（夫婦子2人の給与所得者）



- (注)1. 子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとして計算している。
 2. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税後の実効税率である。
 3. 現行は税源移譲(平成19年から実施)後の実効税率である。
 4. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

所得税の負担額及び実効税率 (夫婦子2人の場合)

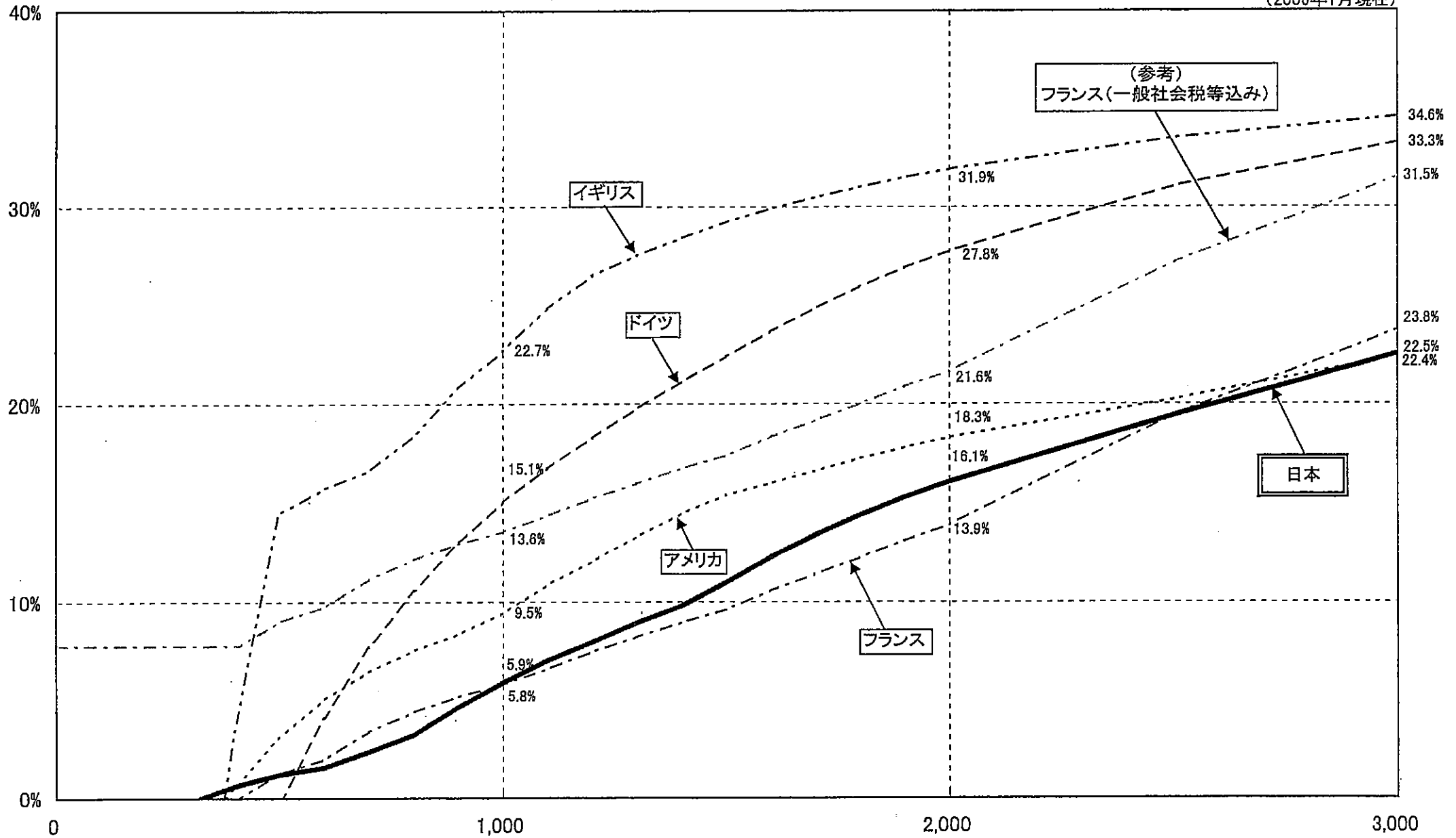


- (注) 1. 子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算している。
 2. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。
 3. ()書きは実効税率である。
 4. 平成6年分及び平成10年分は特別減税前の負担額及び実効税率である。
 5. 現行は税源移譲(平成19年(度)から実施)後の負担額及び実効税率である。

所得税の実効税率の国際比較(夫婦子2人の給与所得者)

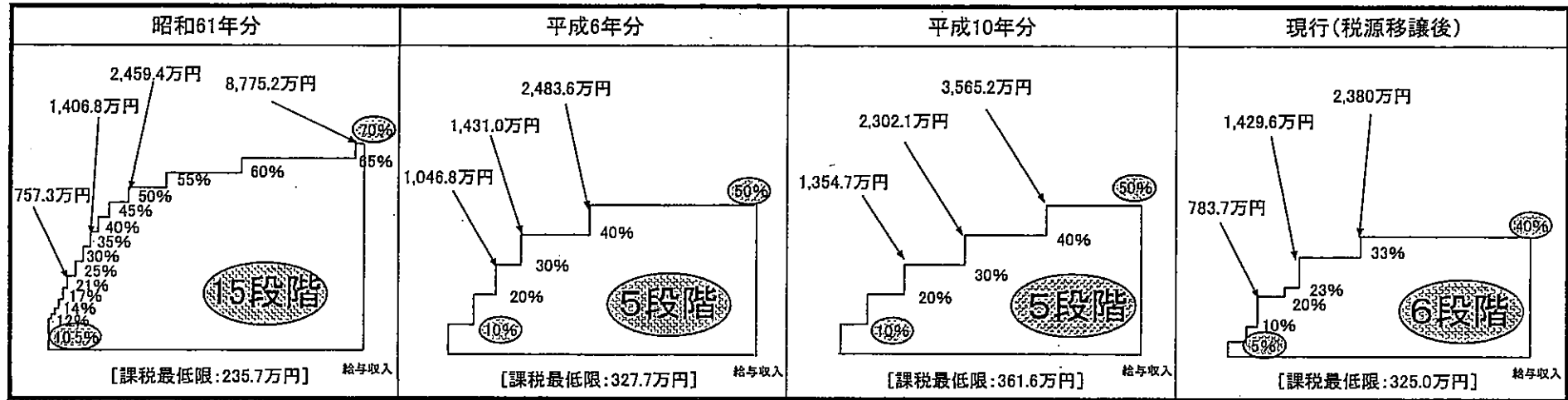
未定稿

(2006年1月現在)

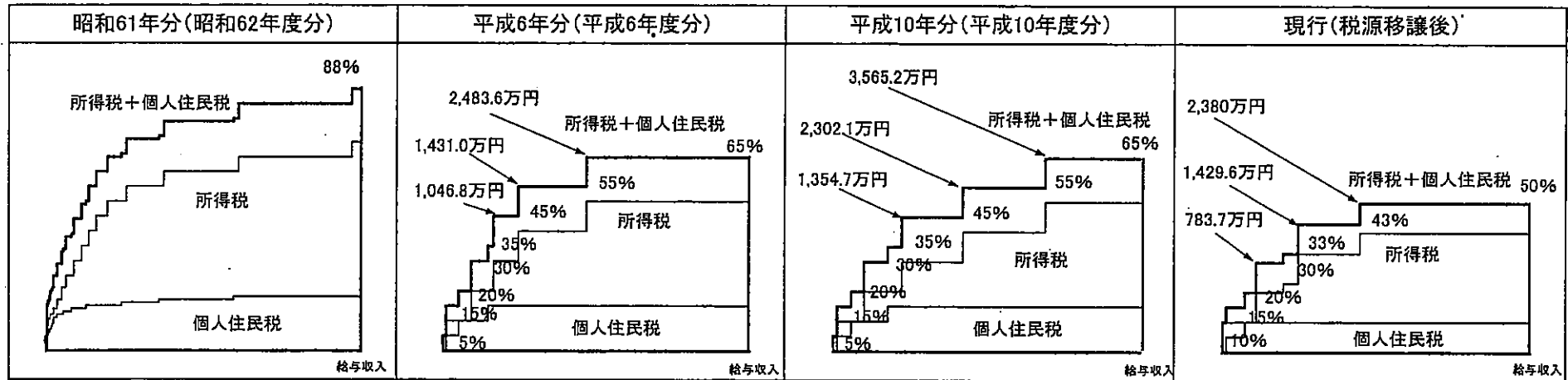


- (注) 1. 日本は子のうち1人を特定扶養親族、アメリカは子のうち1人を17歳未満、イギリスは子を2人ともし1歳以上としている。
 2. アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。
 3. 日本は税源移譲(平成19年から実施)後の実効税率である。
 4. フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている。
 5. 邦貨換算レート: 1ドル=113円、1ポンド=201円、1ユーロ=137円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成17年(2005年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。
 6. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。

所得税の税率等の推移(イメージ図)



(参考) 個人所得課税の税率の推移(イメージ図)



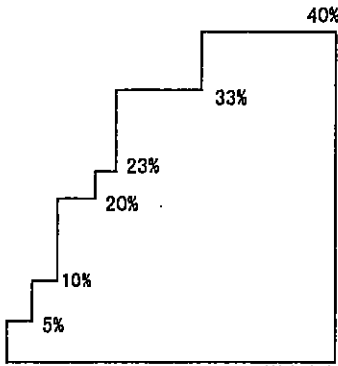
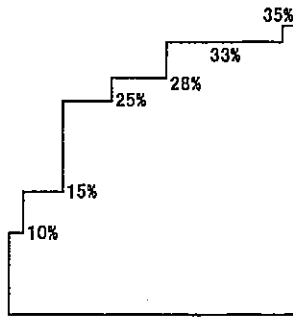
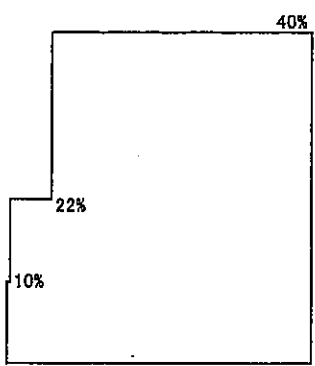
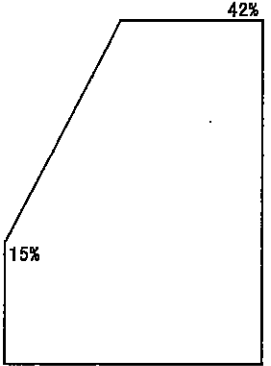
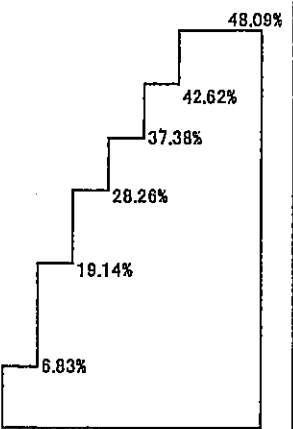
(注) 1. 給与収入及び課税最低限は夫婦2人(子のうち1人は特定扶養親族に該当)の場合の数値である。

2. 平成6年分及び平成10年分の課税最低限は特別減税前の数値である。

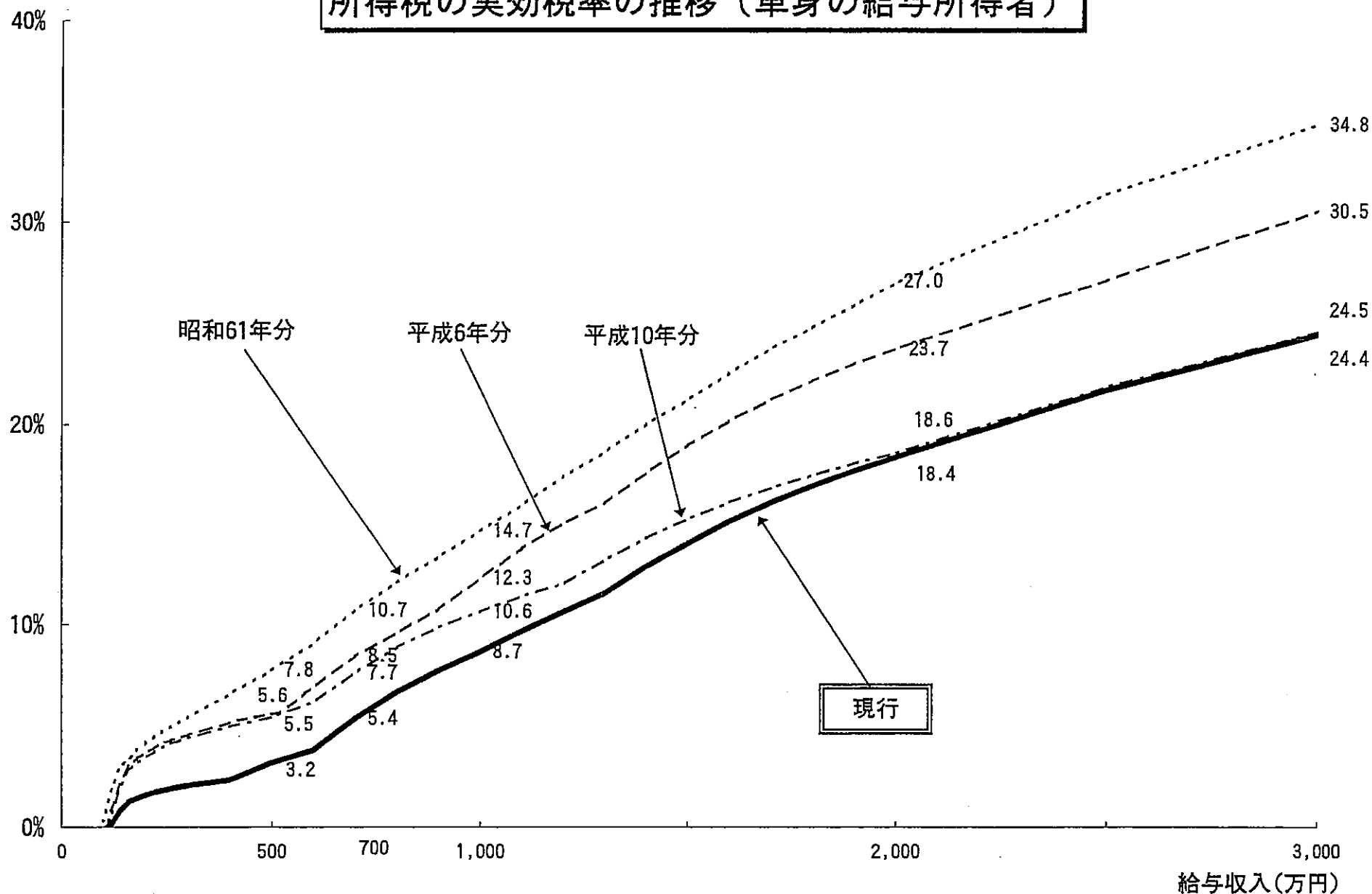
所得税の税率構造の国際比較(イメージ)

未定稿

(2006年1月現在)

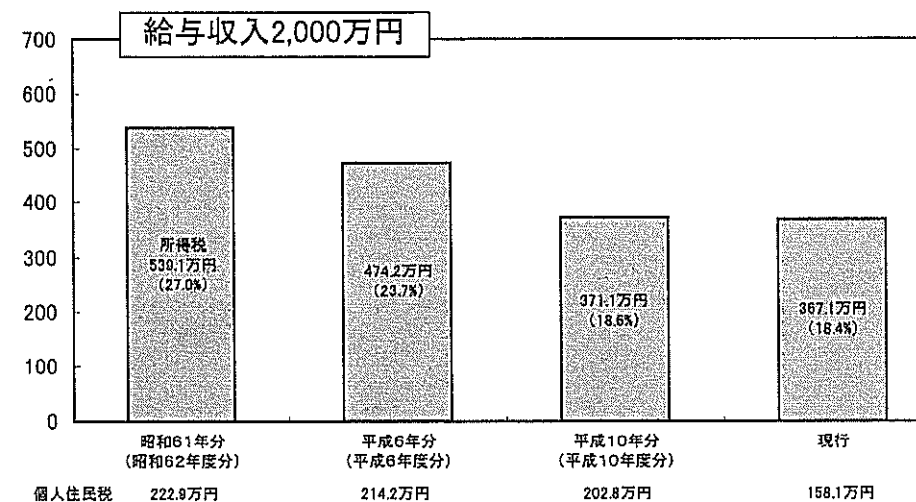
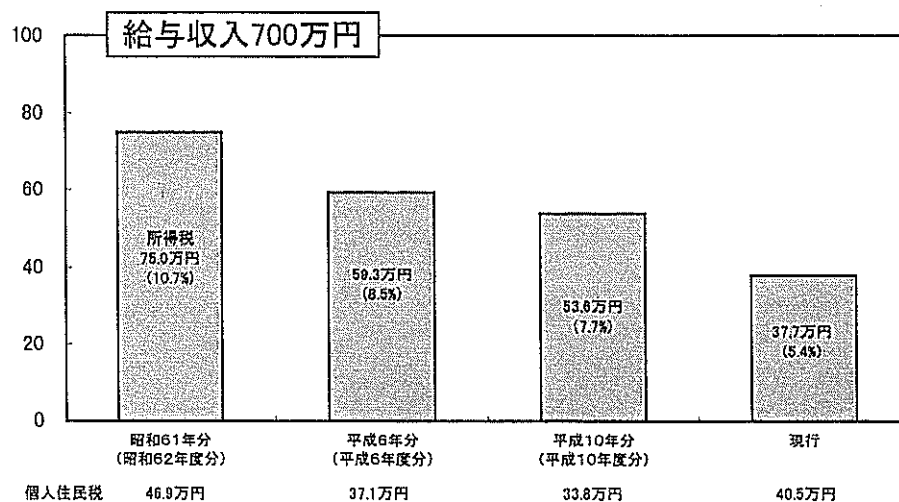
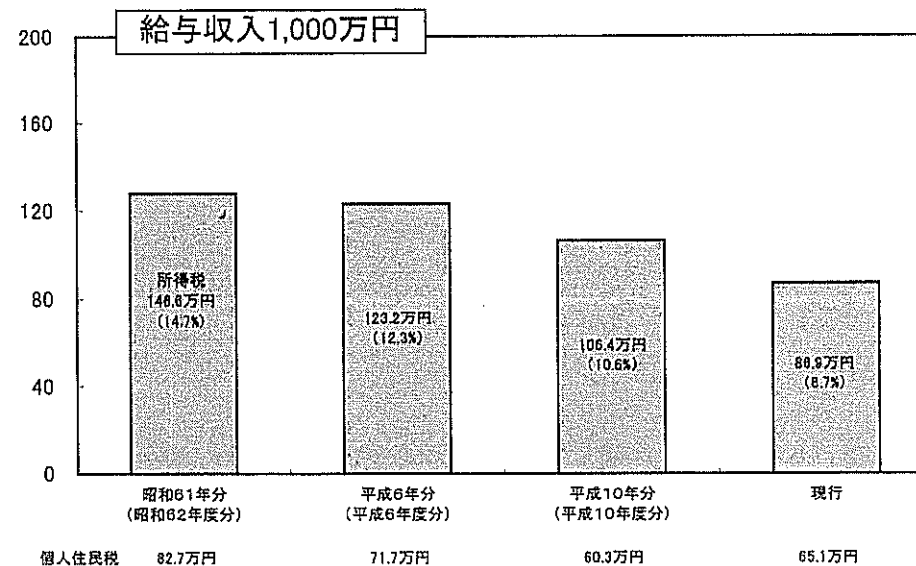
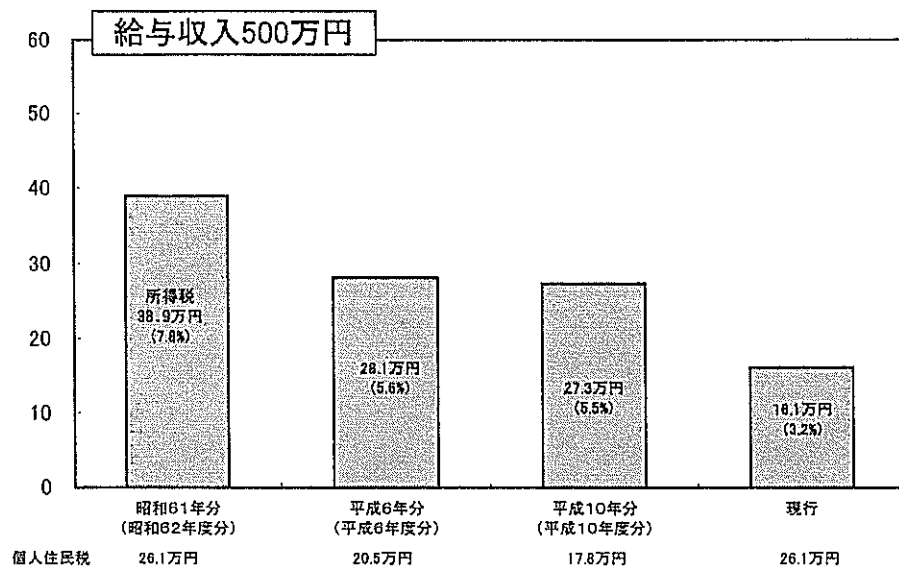
日本(税源移譲後)	アメリカ(連邦税)	イギリス(国税)	ドイツ(共有税)	フランス(国税)
6段階  → (給与収入) (注) 上記に加えて、個人住民税(一律10%)が課されている。	6段階  (注) 上記に加えて、州、郡、市等において、個人所得税が課されている。 例：ニューヨーク市の場合 州税率 4～6.85% 5段階 市税率 2.907～3.648% 4段階	3段階  (注) 地方税はない。	方程式  (注) ドイツの所得税は共有税であり、連邦、州及び市町村にそれぞれ税収が配分される。なお、上記に加えて、連帯付加税(税額の5.5%、1995年導入、連邦税)が課されている。	6段階  (注) 地方税はない。上記とは別に、社会保障関連諸税(原則として計8%)が収入に対して課される(金融資産性収入等についてはさらに3%が課される)。

所得税の実効税率の推移（単身の給与所得者）



- (注) 1. 平成6年分及び平成10年分は特別減税前の実効税率である。
 2. 現行は税源移譲（平成19年から実施）後の実効税率である。
 3. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

所得税の負担額及び実効税率 (単身の場合)

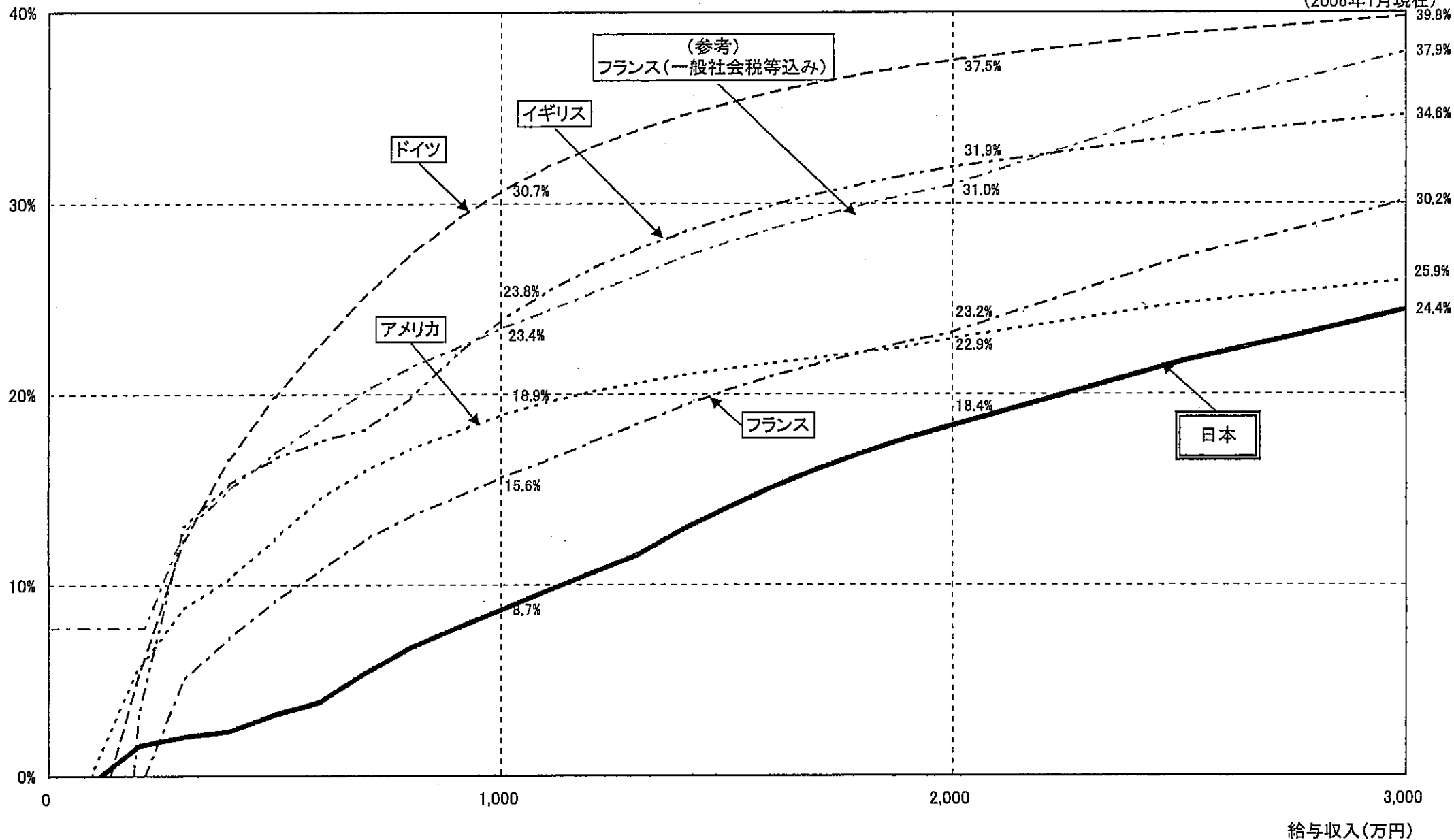


- (注) 1. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。
 2. () 書きは実効税率である。
 3. 平成6年分及び平成10年分は特別減税前の負担額及び実効税率である。
 4. 現行は税源移譲(平成19年(度)から実施)後の負担額及び実効税率である。

所得税の実効税率の国際比較(単身の給与所得者)

未定稿

(2006年1月現在)



(注) 1. アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。

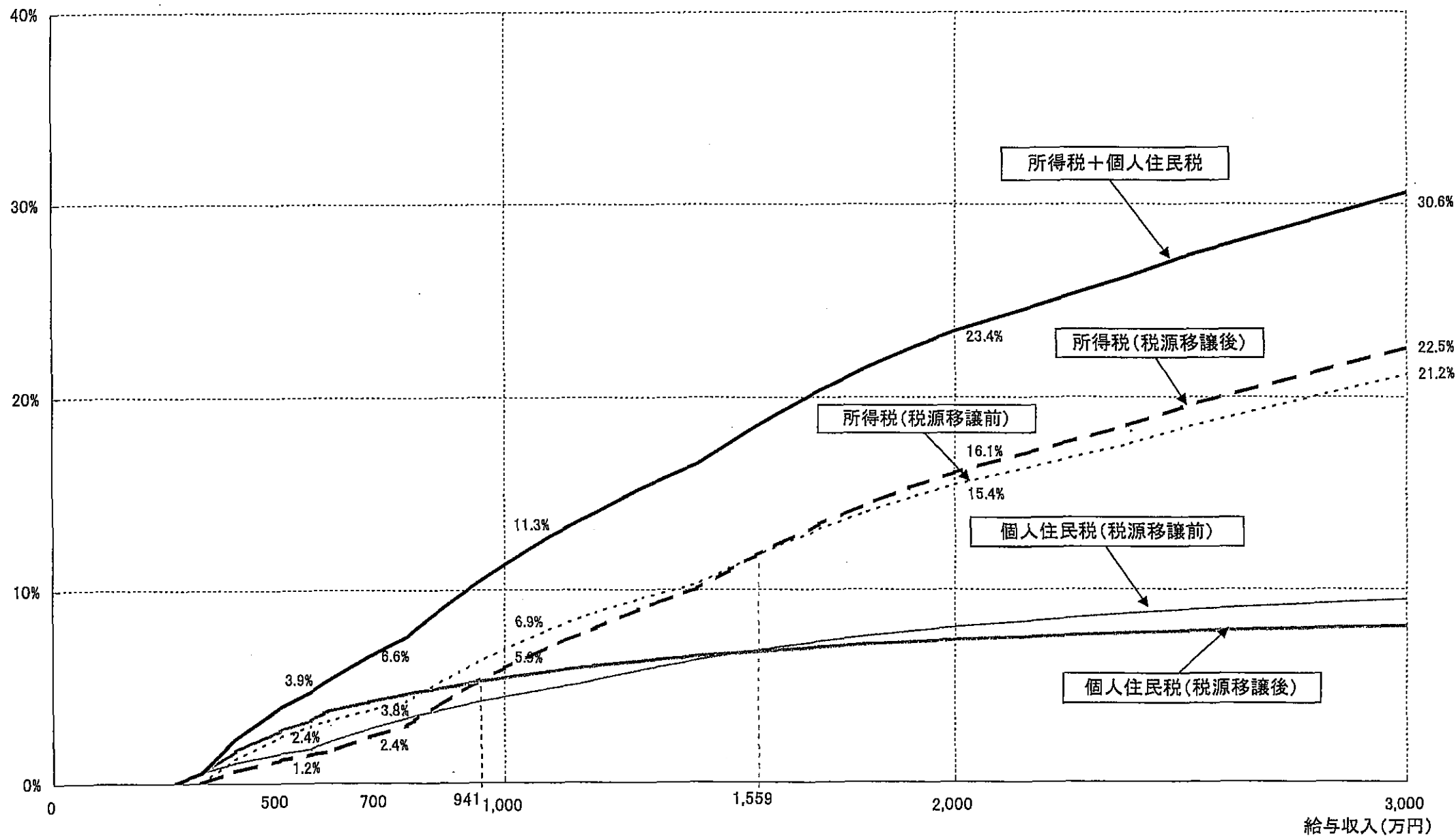
2. 日本は税源移譲(平成19年から実施)後の実効税率である。

3. フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている。

4. 邦貨換算レート: 1ドル=113円、1ポンド=201円、1ユーロ=137円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成17年(2005年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

5. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。

税源移譲前後の個人所得課税の実効税率の変化(夫婦子2人の給与所得者)

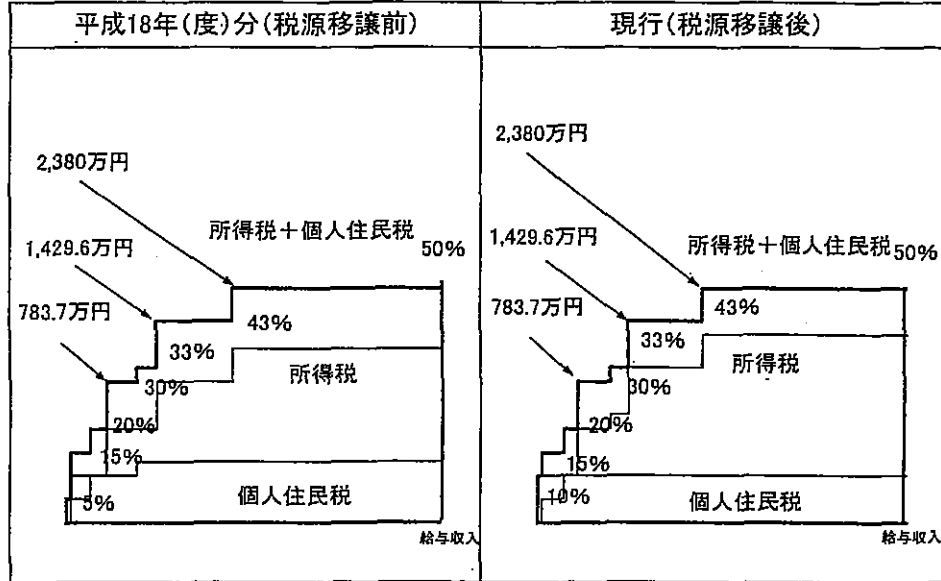


(注) 1. 個人住民税は所得割のみである。

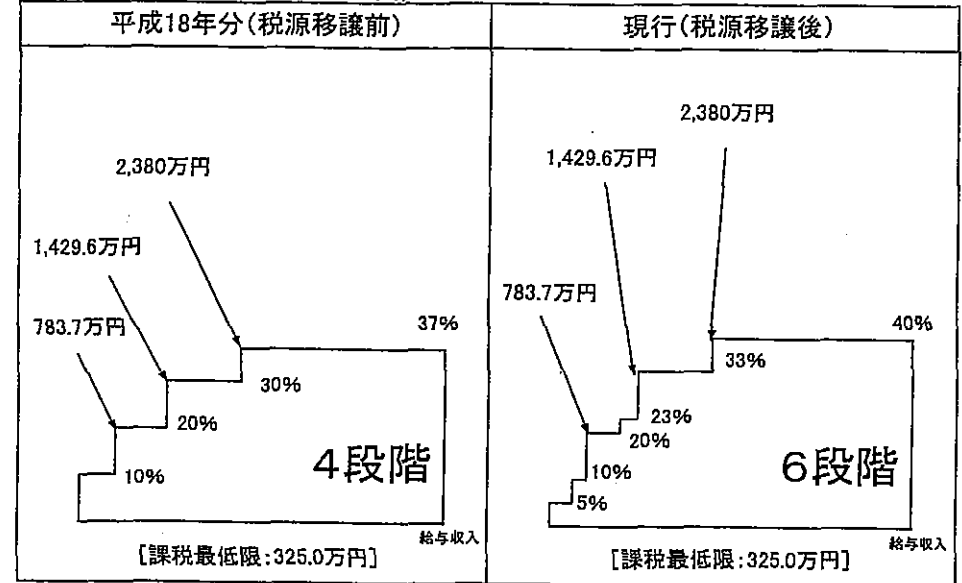
2. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

(参考)税源移譲前後の個人所得課税の税率等(イメージ図)

個人所得課税の税率の推移(イメージ図)



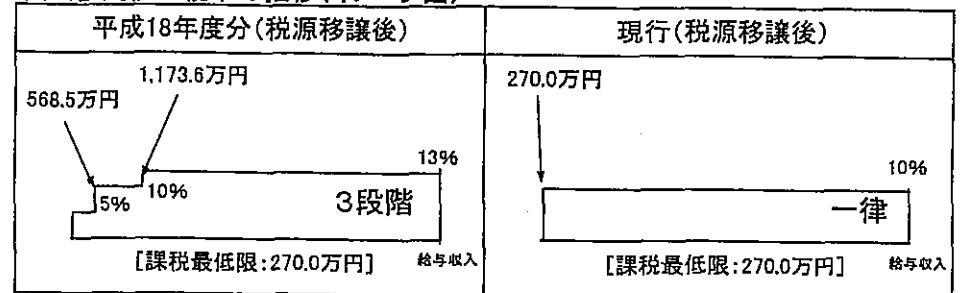
所得税の税率の推移(イメージ図)



平成18年度の税制改正に関する答申(平成17年11月 税制調査会)(抄)

平成18年度改正においては、国・地方の三位一体改革の一環として、補助金改革とあわせ、所得税法及び地方税法の改正による恒久措置により、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を行うこととされている。その実施にあたっては、個々の納税者における税負担の変動を極力小さくすることに十分留意し、個人所得課税体系における所得税と個人住民税の役割分担を明確化すべきである。具体的には、個人住民税については、応益性や偏在度縮小の観点から、所得割の税率をフラット化することを基本とする。一方、所得税については、所得再分配機能を適切に発揮させるように、より累進的な税率構造を構築し、国・地方を通じ全体として個人所得課税のあるべき姿と整合的な制度とすべきである。

個人住民税の税率の推移(イメージ図)

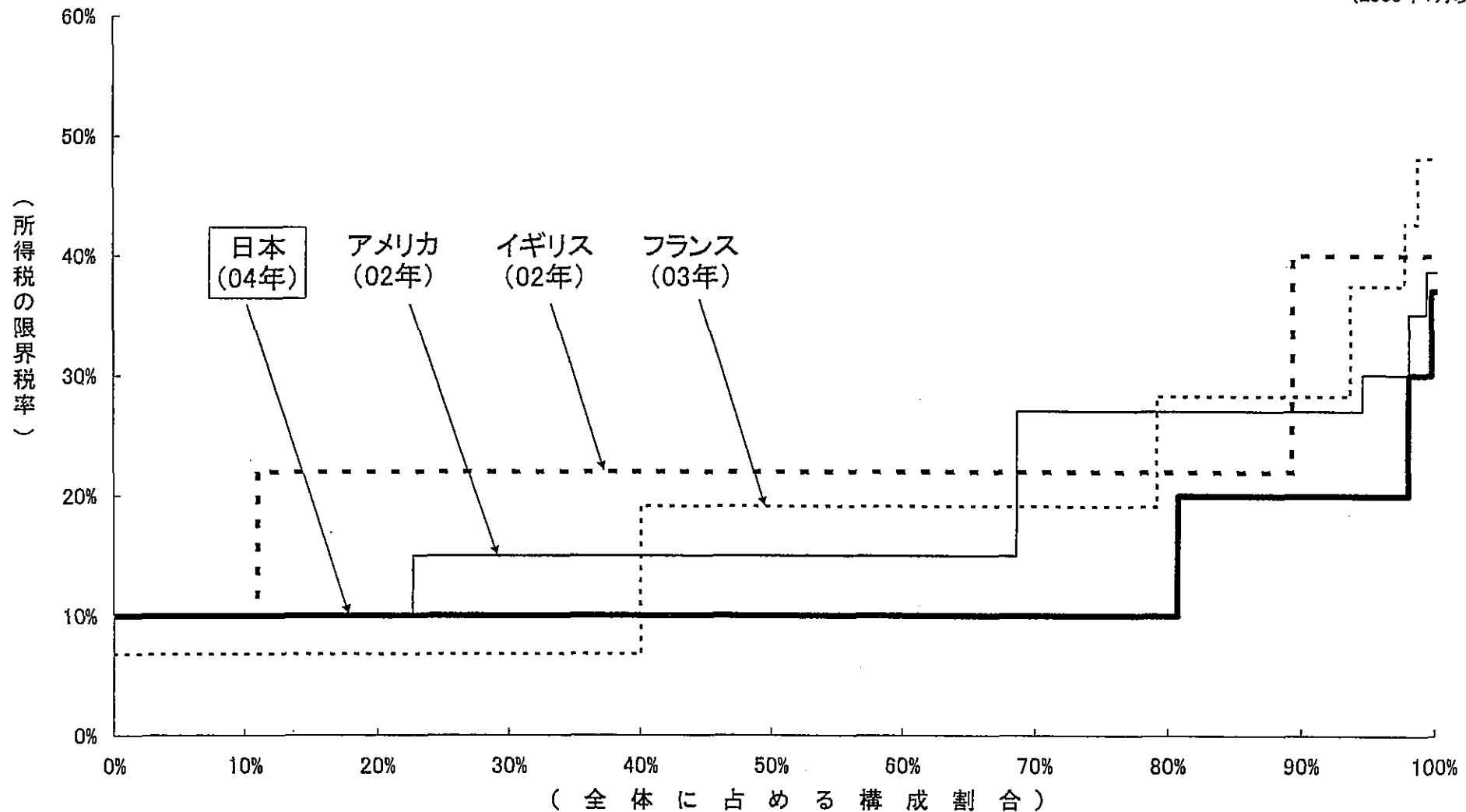


(注)上記の給与収入及び課税最低限は、夫婦2人の場合の数値である。

所得税の限界税率ブラケット別納税者(又は申告書)数割合の国際比較

未定稿

(2006年1月現在)



(注) 1. 日本のデータは「民間給与の実態(平成16年分)」より、1年間を通じて勤務した納税者に係る給与収入別の人員分布から扶養人員数等を考慮して推計した。

なお、平成19年から税源移譲に伴い税率の改正が行われることに留意。

2. 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成した。

3. ドイツは方程式方式のためブラケット別納税者数割合は不明。

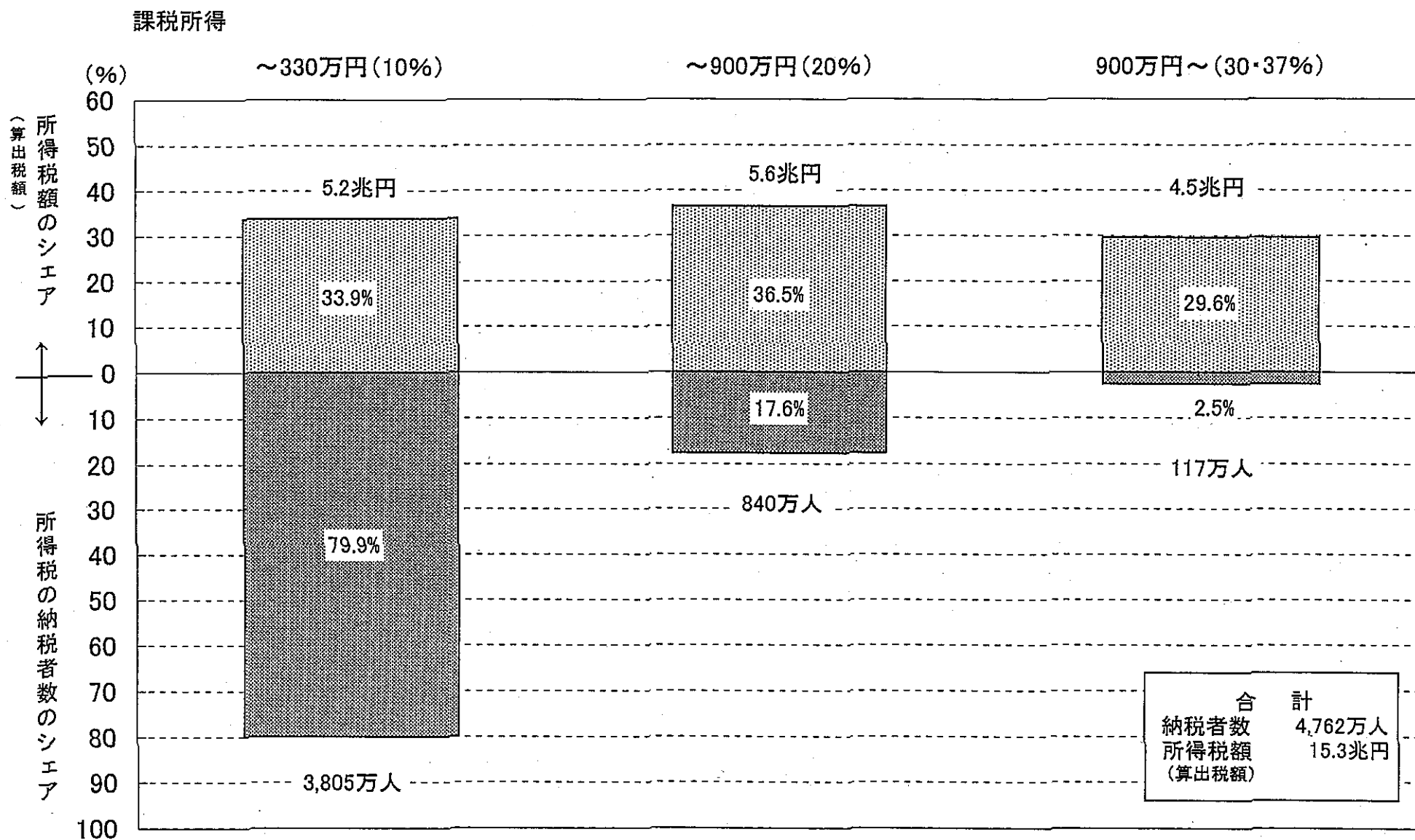
4. アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制。フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。

このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。

5. アメリカは、2002年当時の税率である。なお、2006年現在の税率は10、15、25、28、33、35%である。

所得税における課税所得階級別の納税者等(税源移譲前)

未定稿

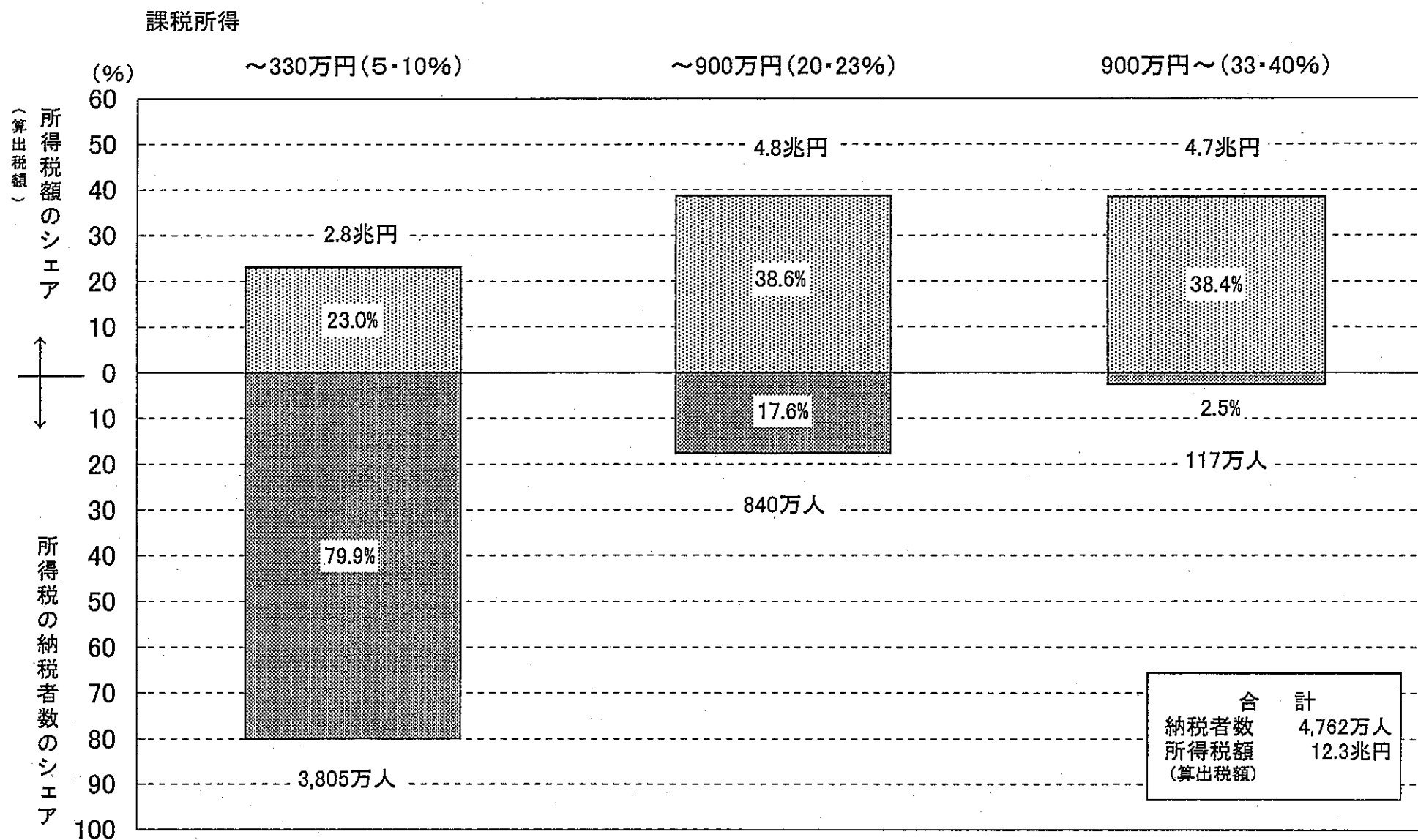


(注) 1. 各計数は、平成18年度予算ベースである。

2. 上記の各階級区分(①「～330万円」、②「～900万円」、③「900万円～」)は課税所得ベースのものであるが、これを仮に夫婦子2人(子のうち1人は特定扶養親族に該当)の場合の給与収入ベースで算出した場合、①「～785万円」、②「～1,430万円」、③「1,430万円～」となる。

所得税における課税所得階級別の納税者等(税源移譲後)

未定稿

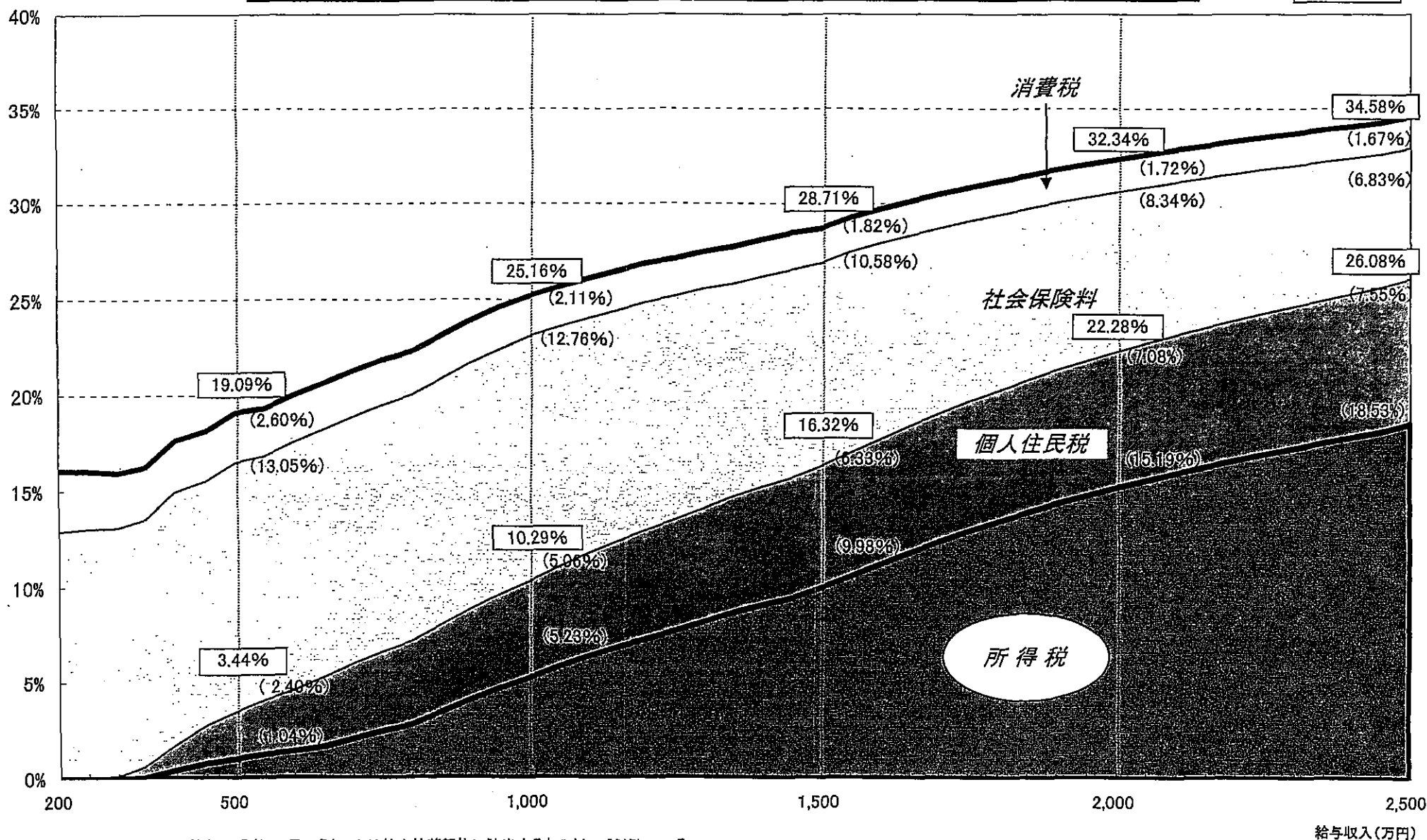


(注) 1. 各計数は、平成18年度予算ベースを基に推計したものである。

2. 上記の各階級区分(①「～330万円」、②「～900万円」、③「900万円～」)は課税所得ベースのものであるが、これを仮に夫婦子2人(子のうち1人は特定扶養親族に該当)の場合の給与収入ベースで算出した場合、①「～785万円」、②「～1,430万円」、③「1,430万円～」となる。

個人所得課税、社会保険料及び消費税を含めた実効負担率

未定稿



(注1) 夫婦2人の民間給与所得者で、子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとして試算している。

(注2) 個人所得課税(所得税・個人住民税)は、税源移譲(19年(度)から実施)後の実効税率である。

(注3) 社会保険料については、政府管掌健康保険、介護保険、厚生年金、雇用保険について試算している。また、ボーナスを給与4ヶ月分(年2回支給)として仮定している。

(注4) 消費税については、給与収入に対応する可処分所得(給与収入-個人所得課税-社会保険料)に、家計調査上の平均消費性向と、消費支出に占める課税対象割合(平成12~17年平均、標準(夫婦2人)勤労者世帯)をかけ、課税対象消費支出を算出し、消費税率をかけて試算したものである。